

第 1 章

個別の指導計画の基本的な考え方

1 特別支援教育と個別の指導計画

特殊教育から特別支援教育への変革の中、子ども一人一人のニーズへの対応を実現するツール（道具）の一つとして、個別の教育支援計画がある。個別の指導計画は、個別の教育支援計画と関連させ、具体的に各学校の教育課程に基づきながら担当者が本人や保護者のニーズをくみ取り、より具体的に指導内容・方法を構築していくことになる。

これまで、盲・聾・養護学校を中心に、個別の指導計画による実践研究が進められてきたが、幼稚園、小・中学校、高等学校などにおいても、障害のある子どもの視点に立った個別の教育支援計画、指導計画を策定することで、より効果的・効率的な支援が期待される。

2 個別の指導計画作成の意義

個別の指導計画作成の背景には、学校の説明責任（アカウンタビリティ）、教師間の連携と支援 - 学習活動の活性化の必要性があると考えられる。

個別の指導計画は、個々のニーズに応じた更にきめ細かな教育のあかしとして、また、特別支援教育の特色を具体化するツール（道具）としてその役割が期待される。さらに、作成の意義を踏まえた実践が望まれる。

3 個別の指導計画に関する課題

今後の課題として、まず個別の指導計画の作成手順や書式などの共有化が挙げられる。そのためには、教師の専門性の向上、校内体制の確立、特別支援教育コーディネーターの役割の明確化も必要となる。

また、個別の指導計画のP - D - C - Aサイクルにおける連続性に留意し、修正や見直しの手続きを明確にしておく必要がある。そのために課題の設定と構造化、個別の指導計画と授業との接続、指導の継続性、発展性を図るための手続きを明確にしたい。

さらに、個別の指導計画に関する連携（教師間、学校と保護者、学校と関係機関など）の在り方も今後の実践上の課題として挙げられる。

1 特別支援教育と個別の指導計画

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

特殊教育から特別支援教育への変革の中、その基本的な考え方を具体的に示し、子ども一人一人のニーズへの対応を実現化するツール（道具）の一つとして、個別の教育支援計画がある。

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」では、「教育、福祉、医療、労働の幅広い観点から、適切な支援を行う個別の支援計画の策定が必要」とされている。その後、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（平成15年3月最終報告）」（以下最終報告）で、個別の教育支援計画の作成について提言がなされた。

個別の教育支援計画は、特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人のニーズを的確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して適切な教育的支援を効果的に行うことを目的としている。特に、教育や福祉、医療、労働などの関係機関との連携・協力をこれまで以上に密接にし、専門性に根ざした総合的な教育的支援が可能になる点で期待される。このことは、障害者基本計画に示されている個別の支援計画の意義、概念などと同様のものととらえることができ、子ども一人一人の成長に合わせてライフステージごとに作成されることになる。

個別の指導計画は、これらの個別の教育支援計画と関連させ、具体的に各学校の教育課程に基づきながら、担当者が本人や保護者のニーズをくみ取り、より具体的に指導内容・方法を構築していくものである。図1に示すように、この個別の指導計画の上位概念として個別の教育支援計画が位置付けられ、個別の指導計画を作成するための指針となるものと考えられる。

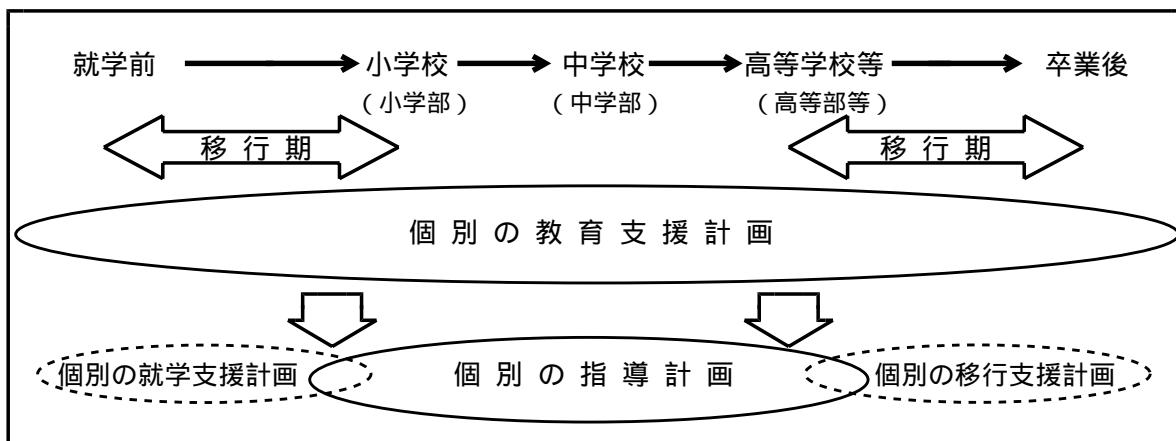


図 1 個別の教育支援計画の中での位置付け

なお、最終報告の中には、個別の指導計画について次のように記されている。

個別の指導計画は、一人一人の教育的ニーズに対して指導の方法や内容の明確化を図るものであり、学校でのきめ細かな指導を行うために今後とも有意義であると考えられる。

個別の指導計画は、乳幼児期から学校卒業までを通じて長期的な視点で作成される個別の支援計画を踏まえ、より具体的な指導の内容を盛り込んだものとして作成される。

（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」から引用）

これまで、盲・聾・養護学校を中心に、個別の指導計画による実践研究が進められてきた。今後はさらに、乳幼児期から学校卒業後まで視野に入れた一貫した計画を作成していくことが求められる。また、小、中、高等学校などにおいても、障害のある子どもの視点に立った個別の教育支援計画、指導計画を策定することで、より効果的・効率的な支援が期待される。

(2) 学習指導要領と個別の指導計画

盲・聾・養護学校の学習指導要領(平成11年3月)では総則において、「学校の教育活動全体を通じて個に応じた指導を充実させるため、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。」と記されており、個に応じた指導の重要性を強調している。

特に、現行学習指導要領の特色の一つとして、以下のように新たに個別の指導計画の作成が求められていることが挙げられる。

重複障害者の指導と個別の指導計画

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領 第1章総則 第2節教育課程の編成 第7-1

重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

自立活動と個別の指導計画

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領 第5章自立活動 第3-1

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

これらを受けて、盲・聾・養護学校では従来進められてきた子ども一人一人の障害に応じた学習活動が更に充実し、個別の指導計画によるきめ細かな指導が推進されることになった。各学校では、重複障害者の指導や自立活動に限らず、全教科や領域・教科を合わせた指導など、教育活動全体を見通した個別の指導計画が作成されつつある。

また、盲・聾・養護学校の学習指導要領を参考にして実践がなされる、特殊学級や通級指導教室などにおいても、個別の指導計画に基づく指導の充実が期待されているところである。

2 個別の指導計画作成の意義

(1) 個別の指導計画作成の背景

ア 学校の説明責任(アカウンタビリティ)

一定の責任を負った者が、自らの責任に対して明確に説明することが求められる時代になっている。そこで、各学校でも教育方針に基づき教育活動を展開する過程で保護者や地域の人々に説明し、協力を求めることが欠かせなくなっている。

個別の指導計画を作成することは、保護者に対する説明責任があることを再認識するものと

言える。子ども一人一人をどのように理解し、授業を創造し、評価するのか、本人や保護者の思いや願いを尊重した具体的な計画と明確な説明が求められている。

イ 教師間の連携と支援 - 学習活動の活性化

教師の教育観、発達観、障害観などはそれぞれ多様であり、実際の指導も大きくそれに左右されることになる。従来の指導の中では、個人の力量や資質、経験に頼り、複数の教師でかわりチームとしての力を発揮できないまま、実践が繰り返されてきた部分も多かったのではないかとと思われる。一人の子どもに対して複数の教師がかかわる以上、指導の方向性の共有化とそれに基づく計画的な指導がなされ、授業を活性化していくことが強く要求される。

授業における支援 - 学習活動の活性化と個別の指導計画の作成は相互に関連しており、個別の指導計画が授業で生かされ、授業も個別の指導計画によって生かされるべきである。

(2) 個別の指導計画作成による効果

個別の指導計画は、個々のニーズに応じた更にきめ細かな教育のあかしとして、また、特別支援教育の特色を具体化するツールとしてその役割が期待される。作成による効果をまとめると、次のようなことが挙げられる。

ア 個別の指導計画の作成で、子ども一人一人の指導目標が明確になり、より個を生かした適切な指導が期待できる。

イ 作成段階で子ども一人一人のきめ細かな実態把握がなされ、部分的でなく全体的な実態が的確に把握できる。

ウ 作成の過程では、保護者や本人の願いや期待の把握も求められる。こうした過程を通じて保護者の学校教育への理解がより深まり、更に緊密な協力体制が期待できる。

エ 本人や保護者をはじめ、教育、医療、福祉、就労先などの関係者の多様なニーズを考慮した個別の指導計画が作成される。このことで、多様なニーズにこたえる指導が展開できる。

オ 子どもにかかわる複数の教師間の共通理解の下に指導が展開されることから、より子どもの実態を考慮した組織的な指導が展開できる。

カ 子ども一人一人の指導の成果や課題が蓄積され、指導の評価に基づいた継続性・発展性のある指導や将来を見据えた指導が展開できる。

キ 指導の必要性に応じて、医療機関や福祉機関などの専門家をはじめ、家庭、地域社会と学校との連携協力による指導が展開できる。

(3) 個別の指導計画とは

以上のような意義等を踏まえ、個別の指導計画のとらえ方を、次のように整理したい。

個別の指導計画は、一人一人の子どもの的確な実態把握の下、教育的ニーズに応じた指導目標、指導内容・方法を明確にした実践上の指導計画で、個々の指導を最適なものと改善・充実させていく役割を担うものである。

個別の指導計画は、一定の書式に書き込んでいくという作成自体に終わらせてはならない。学校と保護者、関係機関が連携を取りながら、子どもが生き生きと学校生活を送ることができるように活用していくものであるという考え方をしていくことが重要である。

3 個別の指導計画に関する課題

(1) 個別の指導計画の作成手順や書式などの共有化

個別の指導計画を形式だけに終わらせないためにも、「いつでも、誰でも、どこでも」作成し活用できるものにしたい。そのために、各学校においては作成手順を明確にするとともに、共通の視点に立った書式等を共有しておく必要がある。今後、個別の指導計画を意味あるものしていくためには、従来の実践の蓄積を大事にしながら、教師の意識改革も必要になってくる。子どもや学校の特性に対応した個別の指導計画の共有化を図りたい。

そのためには、具体的に次のようなことが課題として挙げられる。

ア 作成等に関する校内体制の確立

イ 教師の専門性の向上

ウ 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

(2) 個別の指導計画のP(Plan) - D(Do) - C(Check) - A(Action)サイクルにおける連続性

個別の指導計画はすべての教育活動を方向付けるものであり、個別の指導計画は授業に生かして初めてその価値が認められる。特に、子ども一人一人のニーズに応じた手だての共有化のために個別の指導計画があると言える。また、固定化したものではなく、子どもの状態や環境の変化に柔軟に対応していけるものでありたい。そのためにも修正や見直しの手続きを明確にしておく必要がある。このようなことを踏まえると、特に次の点が検討課題となる。

ア 課題の設定と構造化

イ 個別の指導計画と授業との接続

ウ 指導の継続性、発展性を図るための手続き

(3) 個別の指導計画における連携（教師間、保護者、関係機関など）の在り方

子どもの支援に当たっては従来も様々な形で連携がなされてきたが、学校全体の取組として、また、システムとしての個別の指導計画に関する取組は緒についたばかりである。教師間、本人や保護者、関係機関などとの緊密な連携を基にした指導は、主体的で豊かな学校生活づくりには欠かせないものである。個別の指導計画のP - D - C - Aサイクルの中で、具体的には実態把握、目標設定、指導内容策定、指導の展開、評価の段階での連携が今後検討される必要がある。

以上、個別の指導計画の基本的なとらえ方と意義、課題について述べてきた。これらを踏まえ、本研究では、本県における個別の指導計画の作成と実践に関する実態を調査するとともに、個別の指導計画に基づく授業の在り方について考察することにした。